

平生町認知症高齢者見守り事業（位置情報検索サービス導入費）補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、認知症等により行方不明になるおそれのある高齢者等の安全確保、並びに当該高齢者の家族等の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、当該家族等が位置情報サービスを利用しようとする場合の費用に係る補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、以下の各号に掲げるとおりとする。

（1）GPS等機器

GPSを始めとする衛星測位システムを内蔵し、その位置情報を検索できる端末機器をいう（ただし、一般的な電話機能及びウェブサイト閲覧機能を有するものを除く。）。

（2）位置情報検索サービス

GPS等機器の位置情報を、インターネット等を用いることにより検索できる仕組みを有するものをいう。

（補助対象者）

第3条 補助対象者は、以下の各号のいずれにも該当する認知症高齢者等を支援する家族等とする。

（1）町内に住所を有し、かつ実際に町内に居住している者

（2）入院及び施設入所をしていない者

（3）平生町の介護保険被保険者として、介護保険法（平成9年法律第123号）第19条に規定する要介護認定又は要支援認定を受けている者

（4）要介護認定又は要支援認定の主治医意見書において認知症の診断を受けており、障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）がランクJ又はAかつ認知症高齢者の日常生活自立度がランクⅡa以上の者

（5）これまでに本要綱に基づく補助の対象者となっていない者

（補助対象経費）

第4条 補助対象経費は、別表1に掲げる基準を満たす位置情報検索サービスの導入に要する経費であって、別表2に掲げるものとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の全額とする。ただし、1万円を上限とする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、「平生町認知症高齢者等見守り事業費（位置情報検索サービス導入費）補助金交付申請書（様式第1号）」に以下の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（1）サービス導入に係る費用及びその内訳が確認できる書類

（2）導入するサービスの内容が確認できる書類

（3）介護保険被保険者証の写し

（4）その他町長が必要と認める書類

（交付決定）

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付を認めたときは、「平生町認知症高齢者等見守り事業費（位置情報検索サービス導入費）補助金交付決定通知書（様式第2号）」により申請者に通知するものとする。

(実績報告及び請求)

第8条 前条の規定による交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、サービスの導入に係る契約及び支払いを行った後、速やかに「平生町認知症高齢者等見守り事業費（位置情報検索サービス導入費）補助金実績報告書兼請求書（様式第3号）」に以下の各号に掲げる書類を添えて、町長に対し実績報告及び請求を行うものとする。

(1) サービス導入に係る契約書の写し

(2) サービス導入に係る初期費用の支払いが完了したことを証する書類

2 前項の実績報告及び請求は、サービス導入に係る初期費用の支払いが完了した日から起算して30日以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに行うものとする。

(補助金の額の確定及び交付)

第9条 町長は、前条の規定による実績報告及び請求があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付に問題がないと認めたときは、速やかに補助金の額を確定し、交付するものとする。

2 前項の補助金の交付を行う際は、補助金の振込予定日まで「平生町認知症高齢者等見守り事業費（位置情報検索サービス導入費）補助金額の確定通知書（様式第4号）」により確定した補助金額等を申請者に通知するものとする。

(財産の処分の制限)

第10条 補助事業により取得したGPS等機器等については、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 位置情報検索サービスの導入に係る契約を行った日から起算して6か月間は、当該サービスの利用を継続するものとする。ただし、当該サービス利用の継続が困難と町長が認める場合はこの限りではない。

3 GPS等機器を事業者に戻却したことにより、収入があったときは、町長はその収入額の全部又は一部を町に納付させることができる。

(検査等)

第11条 町長は補助事業に関して必要があると認めるときは、交付決定者に対し、補助金の交付に関し、必要な事項について報告を求め、検査し、又は指示することができる。

2 交付決定者は、前項の規定により報告を求められた場合又は指示があった場合は、速やかに町長の求めに応じなければならない。

(交付決定の取消し又は返還)

第12条 町長は、交付決定者が以下の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定及び交付を取り消すものとし、交付確定金額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に支払われた補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付決定又は交付を受けたとき

(2) 関係法令等に違反したとき

(3) 前2号に掲げるもののほか、要綱の規定に違反したとき。

2 前項の規定により補助金の返還請求を受けた交付決定者は、当該補助金を町長が定める期日までに、既に支払われた補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1（第 4 条関係）

1 G P S 等機器に関する基準
(1) 主として G P S 等機器を保有する者の位置情報を把握することが目的であること (2) 衛星測位システムを利用して機器の位置情報を取得する機能を有すること (3) 一般的な電話機能及びウェブサイト閲覧機能を有していないこと (4) 高齢者等が容易に携帯できる大きさ及び重さであること
2 その他の基準
G P S 等機器及び位置情報取得に係る操作方法等について、利用者から直接電話等による問合せができる窓口を設置していること

別表 2（第 4 条関係）

1 補助対象となる費用
G P S 等機器を用いた位置情報検索サービスの利用開始時に事業者へ一括して支払う以下の費用 ・ G P S 等機器（充電器等の専用付属品を含む）の購入に係る費用 ・ G P S 等機器（充電器等の専用付属品を含む）の送料 ・ 位置情報検索システムの導入に係る手数料 ・ その他町長が必要と認める費用
2 補助対象とならない費用
・ G P S 等機器のレンタル等に係る月額又は定期的に支払う費用 ・ G P S 等機器の修繕、紛失、返却等により発生する費用 ・ 位置情報検索システムに係る月額又は定期的に支払う利用料 ・ 位置情報検索システムに係る通信料 ・ 位置情報検索システムの検索補助に係る費用 ・ 位置情報検索システムの現場駆けつけに係る費用 ・ 位置情報検索システムの解約により発生する費用